

6月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 国道18号バイパス建設について | 山城峻一 議員 |
| (2) どの子ども健やかに育つためにほか | 大森茂彦 議員 |
| (3) 人口問題についてほか | 西沢悦子 議員 |
| (4) 農業振興についてほか | 栗田 隆 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から13日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、中島新一議員におかれましては先月ご逝去されたわけではありますが、同じ時期に町議会議員となり、新人議員研修、またそのほかの研修を含め、様々な場で一緒に活動してきました。そして最近では議会報編集委員会の場でともに活動し、様々なことを多く学ばせていただきました。そう思うと中島新一議員がこの場にはいないことは、本当に寂しいという気持ちでいっぱいです。中島新一議員のご冥福をお祈りし、本日は大きく1問であります、精いっぱいこの場で質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回は大きく一つの質問をいたします。1としまして、国道18号バイパスの建設についてです。

イとしまして、進捗状況はということ。これまでに私自身の国道18号バイパスについ

での質問は今回が2回目であります。直近でも先輩議員がバイパスについて質問しているわけではあります、前回私が質問した後、昨年にはなりますが、総務産業常任委員会また並びに地域交通網対策特別委員会合同で国道18号バイパスの網掛区の現場調査を行いました。

当日は国土交通省の職員、また工事関係者、そして町の建設課の職員の皆様から説明を受けたわけですが、この当時、工事用道路、また盛土設置工事等々が始まっており、町民の皆様からも目に見える形で建設が進んでいるという感想もいくつかいただいたわけがあります。

そこから半年以上が経過し、さらに工事が進んでいる、それは盛土も含め目に見える形でどんどん進んでいるわけですが、今申し上げましたとおり、町民からも今後への期待、早期供用開始への期待の言葉も多くいただいております。

また、その建設に関連してではあります、最近では地元上五明区内で行われている埋蔵文化財調査について、興味・関心を持たれた方からそれに関する話をいただき、この点についても今回お伺いをしたいと思っております。

まず初めに質問としまして、昨年度の建設促進の取組、そして二つ目として坂城町区間の昨年度の進捗状況、そして三つ目として先ほど申し上げましたとおり、埋蔵文化財の話をしてきましたが、この調査の経緯についてお伺いいたします。

そして、口になります。冒頭でも何度もお話ししましたが、ここ1年で目に見える形で建設が進んでいるということがありますが、これもまた何度となく、私が議員になる前からそうでしたけれども、開通はいつになるんだろうとか、あとは工事の今後についても声をいただくことがあります。

バイパス建設は国道ですので、これ自体は国の事業であり、町として関われることは少ない、もしくはほとんどないということはあるかもしれませんが、しかしながら、以前、同僚議員、先輩議員も一般質問の場で言っていましたが、この進捗状況、今後の工事の予定もそうですけれども、情報提供を時々していくというのも、これまでもそしてこれからももっと必要になるのではないかと考えております。

そこで、今後の取り組みについてお伺いいたします。まず、今年度の整備状況、そして事業費、そして二つ目ですが、建設促進に向けての町の取組はどのようになっているのでしょうか。この大きくイとロを町側にお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんからご質問をいただきました。私からは、国道18号バイパス建設について、昨年度の建設促進の取組状況や、今年度の整備計画等を中心に全般的にお答え申し上げまして、詳細につきましては課長から答弁をいたします。

初めに、国道18号バイパス、坂城インター先線、基幹町道の道路改良などの整備は、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や、地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は防災面からも非常に重要な取組であることから、早期事業

化・完成ができるよう、事業を推進するとともに、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えているところであります。

さて、今年4月に開通となりました町道A09号線は、テクノさかき工業団地内の環境整備のみならず、上田坂城バイパスを経由したアクセスが向上するとともに、令和5年度開通予定の坂城インター線との接続により、坂城インターを経由した流通の格段の向上が図られるものと考えております。

さらに、昨年度予備設計に着手しました坂城インター線の先線から千曲川を渡り国道18号バイパスに接続することで、さらなる交通ネットワークの形成がされ、円滑な流通による町内産業などの発展にも大いに期待されるところであります。

去る5月25日に、阿部県知事と長野地域の首長が出席して開催されました長野地域活性化推進会議の中で、市町村の活性化方策について意見を求められまして、私からは、本県における産業発展の観点からの基幹道路網整備について、国道18号バイパスと坂城インター先線の建設促進が重要であるということを改めて発言申し上げたところであります。

また、国道18号バイパスにつきましては、国土交通省から今年4月1日付で重要物流道路に指定されることが発表されました。この重要物流道路とは、平常時・災害時を問わない安定的輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定する路線であり、機能強化や重点支援が実施されることとなります。

今回の指定によりまして、国道18号バイパスの重要性がさらに増し、建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しているところであります。

ご質問の昨年度の建設促進に向けた取組につきましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会を8月に、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮した形で規模を縮小して開催いたしました。総会では、長野国道事務所から、国道18号バイパスの進捗状況の説明をいただくとともに、県千曲建設事務所からは、県道インター線事業の進捗状況について説明を受けたところであります。

また、年末には、新型コロナ感染が一時落ち着きを見せたことから、1月には国土交通省と県選出の国会議員に対し要望活動を計画しましたが、再度の感染拡大により、東京への要望活動は控え、要望先の皆様に郵送により要望書の提出をしたところであります。

一方で、坂城町と長野市、千曲市、上田市で組織する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに7月に国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったところであります。

なお、毎年秋に実施してまいりました国土交通省関東地方整備局への要望活動に関しましては、こちらも新型コロナの感染拡大により、対面での要望は断念し、一昨年と同様にリモートにより実施したところであります。

続きまして、今年度の国道18号バイパスの整備予定であります。坂城町区間においては約8億円の事業費が配分され、工事区間内の調査設計、埋蔵文化財調査、用地買収及び改良工事を実施する予定であります。

国道18号バイパス坂城町区間は、事業化から今年で11年となり、現時点では供用開始の時期などについて、示されていない状況であります。

町といたしましては、国道18号バイパスは地域の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 国道18号バイパス建設について、昨年までの進捗状況と今後の取り組みなど詳細な部分についてお答えします。

ご案内のように、坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、現地測量また地質調査、道路予備設計などがスタートいたしました。

また、平成27年度以降は、小網・網掛地区の地権者に向けた個別説明会、上五明、上平地区における事業に関する説明会が開催され、平成28年度、平成29年度には、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町としましても長野国道事務所とともに調整を図ってきたところでございます。

その後、平成30年度には用地買収が整った網掛地区において坂城町区間で初めてとなる木柵設置工事と工事用道路の新設工事が施工されまして、月見、上五明地区につきましても、用地測量説明会と境界立会い、用地測量が実施されました。

令和元年度では、地権者の皆さんに対する測量結果の確認のための個別説明会と、補償内容確認のための個別相談会等が行われまして、契約の締結に係る個別説明会が実施されました。

令和2年度には、上五明地区建設予定地の地盤調査と埋蔵文化財の試掘調査、また、県道上室賀坂城停車場線との交差点について、取付道路の地元説明会を開催しております。

昨年度につきましては、網掛地区の工事用道路の整備工のほか、水路の付け替え工事、道路本体の盛土工事が行われまして、小網地区におきましても、道路建設予定地の支障木の伐採・伐根・整地工のほか、木柵の設置工事が進められるとともに、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査、住宅の補償などが行われたところでございます。

現在のところ、国道18号バイパス坂城町区間の進捗率につきましては約29%、用地買収の進捗率は約82%となっております。町におきましても、国道18号バイパス事業の進捗を図るべく、国や県などの関係機関へ働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後の取組についてでございますが、先ほど町長から答弁がありましたように、国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間につきましては、今年度は約8億円の事業費が配分さ

れております。

工事の内容につきましては、昨年に埋蔵文化財発掘調査を行った上五明地区の道路予定地の改良工事がこの4月に発注となっております。現在、工事着手に向けた測量及び調査を行っているところとお聞きしております。7月からは本格的な地盤改良調査を施工する計画で順次工事を行っていく予定とお聞きしております。

また、網掛地区工事区間におきましては、今月から約5千立米の土砂搬入が予定されておきまして、搬入された土砂については、今後、バイパス関連工事で使用されるとのこととございます。

そのほかにも国土交通省関東地方整備局からは、網掛地区において、2億円から3億円規模の改良工事を2か所発注する予定とお聞きしております。入札後、工事業者が決まりましたら、速やかに詳細な工事内容について地元地区にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、建設促進に向けて町の取組でございますが、町といたしましては、予算の確保に向けた要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えておきまして、事業の進捗を図るべく、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会と、新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会が合同で行う国・県などへの関係機関への中央要望などを今後も引き続き実施しまして、一日も早い供用開始に向けた国道18号バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、イ. 進捗状況はのうち、埋蔵文化財調査の経緯についてお答えいたします。

国道18号坂城更埴バイパス建設予定区間の上五明地区の上五明条里水田址につきましては、過去の発掘調査において水田跡や9世紀から11世紀の集落跡が発見されていることから、令和2年6月に国土交通省、県教育委員会、町教育委員会の3者協議において、埋蔵文化財発掘調査の実施主体について協議を行い、試掘調査については令和2年度に町教育委員会が、埋蔵文化財発掘本調査については、令和3年度から県埋蔵文化財センターが実施することになりました。

これに基づき、令和2年度に町教育委員会が行った試掘調査におきまして、水田のあぜと思われる高まりや、水田面、掘り込みなどの遺構が検出されたため、令和3年度に県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘本調査が実施されたところでございます。

発掘本調査の成果につきましては、竪穴建物跡18軒、土坑46基などが検出されるとともに、平安時代の杯・わん・かめなどの生活雑器や、刀子・帯金具などの金属製品が出土されたことから、調査地は平安時代に集落が営まれていたことが判明しております。

さらに0.5メートル下の層からは、洪水により堆積した砂の層に覆われた水田跡が確認されており、集落以前は水田として利用されていたことも判明したとのこととございます。

また、令和4年度につきましても、引き続き県埋蔵文化財センターにおいて11月末までを調査期日として発掘調査が行われております。この4月、5月の発掘本調査では、新たに竪穴建物跡、土坑、溝跡などが検出されたとお聞きしております。

6月から8月の期間につきましては、農業の繁忙期となるため調査については一旦中止とし、水田から水が抜ける9月以降に調査を再開する予定となっております。

今後の予定につきましては、令和5年度の調査終了を目途に実施されるとお聞きしているところでございます。

3番（山城君） 今、町長並びに各担当課長からご答弁いただきました。まず、建設そのものについてですが、買収率も前回私が質問したときよりももちろん2%ほど増えている、着実に前に進んでいるわけで、まだまだ建設までの道のりはあるかとは思いますが、そこは粘り強く町と国とで連携を取って、これからもやっていただきたいと思っております。

今回、埋蔵文化財の話をおこの場に入れさせていただいたのも、先ほど申し上げたとおり、上五明区民の方から関心を持ってもらい、私のほうでもいくつか調査をした中で、今、担当課長からお話をいただきました、平安時代の遺跡だとか、たくさんの埋蔵文化財が見つかり、そのときの歴史を知る一つの材料になったのかと思われまます。

歴史の部分に関して私もちょっと疎いところがあるので、詳しくは私も申し上げることができませんけれども、やはり単純にバイパスの建設に向かっていく中で、こういった調査も行われ、そしてこれからは県の埋蔵文化財センターが主体となって調査をしていかれると。そして11月でしたっけ、それに向けて調査が行われるということが今回わかったのはよかったかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、前回、この関係で一般質問をしたときは、恐らくコロナがはやり出す前だったと記憶しているんですが、新型コロナウイルス感染症が流行し始めて2年以上になります。課長からも答弁がありましたとおり、建設促進については感染拡大を考慮して、会議等を行う際はその会議を縮小して開催したり、また、中央要望などについても文書での要望だとか、あるいはリモートによる要望活動といった工夫がなされ、コロナ禍以前のような対面による要望活動、これまで普通に行っていたと思われる要望活動ができない中での建設促進に向けての取組ですけれども、これまで以前に戻るにはもうしばらく時間がかかりそうなのかなと感じております。

そして、最後のまとめになりますけれども、今回はこれだけなのであれなんです、しかしながら、国道18号バイパスの完成は住民にとって悲願であるため、町としても国や近隣市町村、そして関係団体とこれまで同様、いやそれ以上かもしれないが、連携し、早期完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今回はこのバイパス1点に関してですが、私も地元住民、また地元上五明区の住民として、

また議員としてもしっかりと町と、また関係団体とも協力して、微力ですけれども力になっていきたいと思いますということを述べさせていただきまして、今回はこれで一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

その前に、先日、中島新一議員が急逝されました。町議会議員の1期目であります。今後の活躍が期待される所でした。また、これからの町の発展にとっても大変残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1. どの子ども健やかに育つために
- イ. ヤングケアラー支援に向けて

昨年の6月議会で、初めて私と同僚議員の2人が一般質問で取り上げました。新しいカテゴリーでもあります。最初に厚労省が全国調査を行い、その公表がありました。また、去年は県教委が初めてヤングケアラーについて、県立高校生を対象にウェブで任意の回答で調査を実施しました。その調査結果を信濃毎日新聞が11月13日付で報道しました。それによりますと、ケアラーの自覚があると答えた生徒は全日制で1.6%、定時制で3.0%、通信制で4.2%です。当然、坂城高校も対象になっていると思いますが、県教委から町に何らかの報告があったのでしょうか。お答えください。

次に、昨年の6月議会で答弁を求めています。先生方にアンケート調査をするよう要望してありましたが、その検討はされたかどうかお尋ねします。

次に、昨年、2021年6月議会で同僚議員の質問に、現在のところヤングケアラーと言われる存在は確認していないとの答弁がありました。ヤングケアラーの概念がまだ一般的に認知されていないのではないかと思います。子どもとのふれあいが一番強い先生方や、民生児童委員、福祉や子育て支援などに携わる関係者に対し、気づきの研修会はできないでしょうか。ぜひ実施してほしいと思います。

次に、子どもたち自らが声を上げられるよう、チラシやポスター、リーフレット、全戸への回覧などで広報はできないでしょうか。また、これらを学校図書室や保健室に用意してはどうでしょうか。

以上、提案をし、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから1番目の質問としまして、どの子ども健やかに育つた

めに、ヤングケアラー支援に向けてということでご質問いただきました。私からは、全般的なことについてお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

大森議員もおっしゃっていましたが、ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義は、しっかりした定義はありませんけれども、一般的には、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子どもとされております。

子どもが家族の一員として行う家族のケアや手伝いの範囲は、子どもの年齢や成熟度のほか、時代・文化・地域などによっても異なります。海外の状況でもイギリスでは18歳未満としておりますし、オーストラリアでは25歳未満と、おのおの違う捉え方をしているようでもあります。

子どもの年齢や成熟度に合った家族のケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから、大人へと成長するための大切なプロセスの一つであると考えております。

一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重過ぎる責任や過度な負担を抱える子ども、いわゆるヤングケアラーとされる子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事に参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念されるところであります。

町では、全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、充実した人生を歩んでいくため、日頃から子どもが置かれている状況把握に努めております。例えば、就学前の乳幼児期には、保健センターや子育て支援センターで行う乳幼児健診や発達相談、子育てフォロー教室等に始まり、保育園・幼稚園での5歳児発達相談としての「すくすく相談」や6歳児発達フォローとしての「すくすくランド」等の実施のほか、保育園においては、子どもの様子や発する言葉に耳を傾け、子どもの生活に変化がないか常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、就学後は学校において個別面談や家庭訪問のほか、日頃からの見守りにより、子どもの服装や生活リズムの変化等から、子どもの置かれている生活実態の把握に努めているところであります。

ご質問のヤングケアラーにつきましては、家庭内におけるデリケートな問題であることから表面化しにくく、また、本人や家族に自覚がないこともあり、自らサポートを求めることは難しいとされていることから、ヤングケアラーの把握には、子どもたちと関わることが多い学校等において、ヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面・学習面での変化など早期に発見できるよう努めているところであります。

また、子ども自身が、自身の置かれている状況がヤングケアラーかもしれないと気づき相談できるよう、学校を通じたチラシの配布等により周知しているところでもあります。

ヤングケアラーに限らず子どもたちの困り事は、子どもたちと距離の近い学校において対応することが多くありますが、さらに町では、子育て支援センターにおいて相談体制を整えているほか、教育・心理カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、学校等と連携する中で、子どもの悩み事の解決に向け支援しており、今後も引き続き関係機関が一体となり取り組んでまいりたいと考えております。

また、ヤングケアラーにつきましては、背景として、例えば祖父母の介護や、障がいや病気のある家族の世話、また見守りなど多岐にわたることから、子どもを含めた家族への複合的な支援が重要となってまいります。支援にあたっては、家族の置かれた状況を整理し、子どもたちや家族の思いを尊重する中で、教育分野からのアプローチのみでなく、福祉分野等関係機関と連携を密にし、複合的な支援により解決に導いていきたいと考えているところであります。

教育文化課長（長崎さん） ヤングケアラー支援に向けてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年9月に県教育委員会が実施したヤングケアラーに関する調査結果において、坂城高校分の報告があったかのご質問についてでございます。県より町へ報告があった調査結果は、県教育委員会が公表した全体での結果が全てであり、坂城高校のみの結果については報告はございませんでした。

また、調査は生徒個々においてウェブ調査により回答したことから、坂城高校においても生徒の回答状況については把握できない状況とお聞きしております。

続いて、先生方へのアンケート調査の実施についてでございます。当町におきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、日頃から学校においてヤングケアラーを含めた総合的な視点から児童・生徒などへの見守りを行っており、子どもに変わった様子があれば、個別面談などにより子どもの状態把握に努めていることから、町において先生方へアンケート調査を実施することは現段階では考えておりません。

なお、今年度、県教育委員会において小中学生を対象とする実態調査が予定されております。先生方への調査ではございませんが、この調査結果などに注視してまいりたいと考えております。

次に、研修会の開催についてでございます。多くの方にヤングケアラーについて知っていただき、情報を寄せていただくことがヤングケアラーの把握の鍵となります。学校においては、研修という形ではありませんが、職員会などで校長からの指示伝達や、生徒指導主事からの注意喚起の実施、また、文部科学省や県教育委員会からの調査結果について、教員間での情報共有のほか、町教育委員会においても町内小中学校の教頭会において、ヤングケアラーの把握について改めて各学校に依頼し、先生方の意識の向上を図っているところでございます。

また、民生児童委員や福祉、子育て支援などに携わる関係者への研修につきましても、それぞれの皆様がお集まりになる機会などを捉えて、研修やチラシの配布などについて検討してま

いりたいと考えております。

また、子どもへの周知につきましては、昨年度、町内の小中学校に通う小学4年生から中学3年生までの児童生徒に対し、相談先を記載した上で、ヤングケアラーに関するチラシを学校を通じて配布いたしました。

今年度も昨年と同様に、チラシの配布と併せ、図書室や保健室などへのチラシの配置のほか、広報を活用し、広く町民へも周知してまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） それぞれ答弁いただきました。県の調査結果が信濃毎日新聞で報道された内容で、家族の世話をする生徒のうち、誰にも相談したことがないが6割を超えているということで、その理由を聞くと、誰かに相談するほどの悩みではないというのが全日制で41%、定時制で35%、相談しても状況が変わるとは思わないが全日制で10%、定時制で24%との回答であります。

先ほど、県教委からの坂城高校、それだけについての報告はなく、全体的な報告ということでありましたけれども、坂城高校は特に地元の高校ということと、また町内在住の生徒が多く通学していると思います。やはり、こういう実態を見ていくと、坂城高校にも町からお願いして、坂城高校の生徒に対してもこの調査を実施したらいかがかというふうに思います。

県教委が小中学校について実施するというのをされていますけれども、高校生に対してはウェブでやったということで、どのぐらいの人が、本当は悩みがあっても回答していないという人も中にはいるわけですから、やはり坂城高校生に対して、坂城町からも要望し調査をしてみたらどうかということを提案したいというふうに思います。

それから、研修会も行わないということで、教育委員会あるいは学校などでそれぞれ気づきについて気持ちを一つにしているというお話ですけれども、やはりこの点について、専門家の知識をきちんと受けるということじゃないでしょうか。ただ文面づらで、先ほど町長がご答弁されたそういう内容は当然そうですけれども、もっと深いところに専門家の分析があります。だからそういう専門家を招いてきちんと学習する、これがまず基本だというふうに思います。その上で学校内で、それについてのそれぞれの教師の意見討論するなり、より深めていくということになると思うんですが、もともとの基本がしっかりしていなくて、先生方同士でただヤングケアラーということで、こういうふうに気づきで頑張っていきましょうということだけじゃないと思うんですね。この点についていかがでしょうか。ちょっと答弁を求めます。

教育文化課長（長崎さん） 研修会についての再質問にお答えいたします。教員等に対する研修会につきましては、県の教育委員会ですとかが開催している研修会などに参加したり、今後、町のほうでも研修会などについても検討してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 検討されていくということですので、期待して待っていたいというふうに思います。

あと、リーフレットと申しますか、チラシを全家庭に学校を通じて配布したということですが、それが答弁の中で図書館や保健室にも置くようにするというふうにご答弁がありましたので、そのようにぜひ行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。2といたしまして、誰もが安心して暮らせる町に。

イ．地域福祉計画策定を。

2000年、平成12年に社会福祉法が改正され、任意として市町村が地域福祉計画を、都道府県が地域福祉支援計画を策定することになりました。さらに2018年、平成30年にこの法律が一部改正され、これまで任意とされていたものが努力義務とされました。

しかし、この計画の策定への気配が全くありません。町では、高齢者福祉は「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す将来像として掲げ、高齢者福祉計画と第8期介護保険事業計画が策定されています。この二つの計画を達成するためには、町の地域福祉の基本的な方向を示し、具体的な取組をしていくことが必要だと考えます。

さらに、障害福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策推進計画などいくつもの計画が策定されております。これらを実現するためには、縦割りではなく、包括的な取組としていわゆる上位計画として位置づけた内容であります。

2021年、令和3年、地域福祉計画策定状況調査によれば、全国の市町村では72.8%が策定しております。住み慣れた地域で全ての地域住民が安心して暮らし続けることができる地域をつくっていくために、高齢者、子ども、障害者などの分野ごとの縦割りではなく、行政、保健、福祉関係者や住民が一体となって取り組んでいくことが求められているのではないのでしょうか。

そのためには、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、共に生きる社会づくりを目指すために、理念と仕組みが欠かせません。地域福祉計画がなければ、住民にとって町が目指す方向性が見えない、どう取り組んでいくかもわかりません。努力義務といえども、早急に策定に取り組むことが必要だと考えますが、見解を求めます。

次に、長野県は地域福祉支援計画2019年度から2022年度版を策定しています。県の計画との関係で、この地域福祉計画について整合性に問題がないかお尋ねします。

これで1回目の質問といたします。

福祉健康課長（堀内君） 2．誰もが安心して暮らせる町にのイ．地域福祉計画の策定をについてお答えいたします。

ご質問にありましたように、平成12年6月の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は市町村が任意に地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として新たに規定され、平成30年4月の同法の改正により、その策定について市町村の努力義務とされたところであります。

計画に規定すべき主な内容といたしましては、1、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項、2、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、3、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、4、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が掲げられております。

町におきましては、これらの規定すべき内容として掲げられている事項に関しましては、既に町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画において、地域福祉施策の推進のため、町が実施する事項や目指すべき姿を示し、地域住民のつながりと支え合いによる地域福祉の推進を掲げているところであります。

また、地域における福祉施策の実施にあたりましては、町障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関係法により必須とされる個別の計画を策定し、町の地域福祉に係る現状や課題を踏まえた個別具体的な福祉施策や、実現すべき目標を掲げ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進することを掲げているところであります。

これらの諸計画は、住民の皆さんをはじめ、関係する福祉事業者、各分野の有識者など様々なお立場からのご意見を頂戴しながら策定したところであり、関係する各組織や個人が連携して施策を推進することが規定されているところであります。

また、施策の実施の際には、計画の枠にとらわれず、必要に応じ関係者による情報共有や横断的な対応などを行っているところであり、町におきましては、地域福祉計画とその理念や目標などを同じくする諸計画の実施に注力することによって、地域福祉を推進しているところであります。

他方、福祉行政に対するニーズは複雑化、多様化しており、その解決のためには行政だけでなく住民、福祉事業者、NPO法人などとのより一層の連携や参画が重要であると考えております。

現在、国におきましては、行政計画の見直しなどの議論も進められているとお聞きする中、そうした動向等にも注視しつつ、既存の個別計画との関連性なども含め、研究を進めていきたいと考えております。

続きまして、県の地域福祉支援計画との整合性についてお答えいたします。

地域福祉支援計画は、地域福祉計画と同じく社会福祉法を策定の根拠とし、都道府県が市町村が行う地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画と規定されており、長野県では平成31年3月に策定されています。

地域福祉支援計画は、市町村の地域福祉施策の推進を支援する計画であることから、町の

地域福祉施策の推進にあたり、県の地域福祉支援計画と整合を図ることは重要なことであると考えています。

県の地域支援計画におきましては、施策展開目標とする市町村地域福祉計画策定市町村数を令和4年度で77市町村と掲げているところではありますが、先ほども申し上げましたとおり、町の地域福祉施策につきましては、個別の計画において位置づけられている施策を横断的に実施することで推進を図っているところであり、推進する内容面におきましては、県の地域福祉支援計画との整合が図られているものと考えております。

2番（大森君） ご答弁をいただきました。私は2012年、平成24年になりますが、一般質問で地域福祉計画を策定するよう提案をいたしました。ちょうど10年前になります。このときの答弁では、県の地域福祉支援計画の策定動向も勘案しながら今後研究してまいりたいと答弁しております。あれから10年になります。

しかし、今ご答弁いただいたように、個々の事業計画を横断的に行っていくというわけでありませうけれども、果たして、これは厚労省の言う社会福祉法が考えている中身なんですかね、こういうやり方が。厚労省が考えているのは、地域の全ての住民がこういう計画に参画できる、こういう体制を取っていかうということじゃないですかね。ですから、地域支援事業で社協が公民館で事業を行うことについても支援する。町がこういうことをやりなさいと言われて、はいと住民にやらせるということになると思うんですよ。先ほど答弁にもありましたが、NPOや住民が参画する、こういうものを包括的に含めて共同体として議論し、目標を決めていく、そのことによって住民自身が自覚できるようになり、地域での自主的な活動が生まれてくる。厚労省はこういうことを考えているんじゃないでしょうか。

先ほど答弁があった個々の計画だけでは、住民はどこに参加するのでしょうか。これについてもう一度ご答弁願います。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたが、既存の計画において、現在福祉関連の計画のうち、法定義務化されたものが7計画ございます。そして、これらの計画期間のほとんどが3年から5年といったサイクルとなっておりまして、PDCAサイクル、計画、実行、評価、改善により更新していく必要がありますことから、まずは既存の計画の目標達成に向けて実践していくことを第一に捉えて取り組んでいるところであります。

そして、町といたしましては、こちらも先ほども申し上げましたが、地域福祉計画とその理念や目標を同じくするこれらの計画にのっとった施策実施の際につきましては、計画の枠にとらわれず、必要に応じ関係者による情報共有や横断的な対応、また住民の方に参画をいただくことで地域福祉を推進していきたいと考えているところでございます。

2番（大森君） ご答弁ありがとうございます。社会福祉法は、住民が参加していくということ

を期待していると思うんですね。地域に、町にはこういう計画があります、こういう事業をやりますよ、参加してくださいと呼びかけるだけですよね。住民の皆さんに参加していただいて、こういう計画についてどういうふうに取り組んでいきたいと思いますかと、何で住民に相談したり協力願ったり、そういう場を設けないんですか。10年間そういうことをずっとやってきたということなんですが、その成果は一体どうなんでしょうか。お聞きいたします。

福祉健康課長（堀内君） 成果につきましては、先ほど申し上げたようなそれぞれの個別の計画につきまして、3年から5年といったサイクルで更新をしております。その際、住民の皆様にも参画をいただきながら策定委員になっていただいて、各計画を策定しているところであります。

その中で評価と、PDCAサイクルの評価にあたるかと思いますが、そういったところでご意見をいただき、新たな計画更新作業に入っているというところでございます。

いずれにいたしましても、この地域福祉計画につきましては、県とも相談をさせていただいておりますが、引き続き研究してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 県の地域福祉支援計画の関係では、2017年度の策定が36市町村、もうされております。そして2022年度、今年いっぱい、今年度に77市町村が策定をするということで、そういう支援をするというふうに県は定めております。

この10年間の間に、県とそういうふうに行ってまいりますよということで相談されたんでしょうか。特にこれは今年度が一応最後なんですよ、77市町村が策定するという県の目標は。県の目標を坂城町が裏切ることになるのかということですか。答弁を求めます。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。県の地域福祉支援計画策定市町村数、令和4年度で77市町村を目標にと掲げているところであります。県のほうにも確認をさせていただきまして、どのような支援をいただけるのかということの相談はさせていただいております。実際、77市町村中、今年度は40市町村ということで県からもお聞きしているところではございます。

引き続き、こちらはどのような形で地域福祉計画の策定に向けて取り組んでいけるのか、引き続き県とも相談してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 県の福祉支援計画ですけれども、私は手元になかったのでインターネットで冊子を全部プリントアウトして、斜め読みですが読んでみました。今、そんな答弁をされることじゃないと思うんですね。ここの支援計画の中に、県が市町村に支援する項目について書かれているんです。それと併せて、今の町の施策はどうなのか、計画はどうなのかということは検討はとっくにできたはずですよ。この3年間の間ですから。はなからやる気がなかったということでもいいでしょうか。

ぜひ、私はこういう地域福祉計画をつくって、そして住民参加で計画をつくっていくことで

すが、個々の政策で障害者支援とか介護保険だとかいろいろな支援を、政策をつくっていく上で、それはもう区長さんとか、あるいはそこに関係する専門的な方やお医者さんやいろんな方が当然参加されているんです。でもそれだけじゃ足りないということじゃないですか。町民全体がこういう事業に参加できるような体制を取りなさいということを社会福祉法で言っているんじゃないですかね。その点について町長のご見解を伺います。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。こちら、町のほうで最上位計画に示しております第6次長期総合計画の中でも、地域福祉施策の推進のために町が実施する事項、目指すべき姿といったことを示して、地域住民の皆様からもご意見を頂戴しているような状況でもございます。こういったものも含めまして、地域福祉の推進、こちらを推進してまいりたいと考えております。

2番（大森君） それぞれの計画について、町民からご意見もいただいて参考にしていくということでもありますけれども、町民の皆さんがいろんな計画について手持ちがあるんですかね。持っていらっしゃいますか。それと、個々に意見をいただくじゃなくて一つの会合として、そしてこういう内容について議論したいということで出席していただく、ある程度フリートークの中で行う、そういうことで新しい福祉計画がつくられてきて、そしてまたそういう方々、住民の参加型の福祉活動が進むんじゃないでしょうか。

国は福祉関係について、どんどん自治体へ責任を押しつけています。介護保険の要支援でもどんどん切り捨て、そして重度化の人たち中心になってくる。支援のためには住民の参加が必要だということを、国のほうは求めているわけですよ。これこのまま行けば、町の福祉は非常に遅れてくるんじゃないでしょうか。計画だけあって、実際には動かないということになる可能性はいくらでもあると思います。このことを提案し、また次回の機会に質問したいというふうに思います。

次に入ります。

3. 町の産業振興は

イ. 農業振興地域整備計画の見直しについて

ウクライナ危機で日本の農業の脆弱さが明らかになりました。農業は国の基本的な基幹産業であり、保護し自給率を上げることが喫緊の課題であります。日本の自給率は37%です。私たちの体を動かすエネルギーの約3分の2は海外に依存していることとなります。

5月末の帝国データバンクの食品主要105社の価格改定動向調査で、5月末までに実施済みと今後の予定で累計1万789品目が値上げの計画だといいます。半年間で1万品目を超えました。7、8月は3千品目。9月以降も新たに1千品目を超える食品が値上げする予定だと回答しております。

食料こそが国民の命の源です。今、農業は高齢化による担い手不足、そして耕作放棄地の増

加、また、限界集落と言われる集落消滅の危機が拡大しています。そして、坂城町においても今頑張っている農家がいつまで耐えることができるのか、これも心配であります。

町においては、農地バンクの活用や人・農地プランの作成、新規就農者の取組など農業振興に取り組んでおられます。そして、ここに来て整備計画を見直すということですが、主な要因は何でしょうか。

次に、国土利用計画では、工業用地の確保を進め、次に優良農地の確保と記述しております。均衡の取れた産業振興について、どう捉えていらっしゃるか質問いたします。

以上で1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 3. 町の産業振興は、イ. 農業振興地域整備計画の見直しについてお答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定されるものであります。

計画においては、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき区域を農振農用地区域として定め、優良な集団的農地を確保・保全し、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施することで、良好な営農環境を確保していくものであります。

現在の計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行い、土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入など、農業振興の観点を踏まえ対応してまいりました。

前回の計画の見直しから長期間が経過しており、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化をってきております。

また、農業だけではなく、工業・商業を含む土地利用の情勢も変化をってきており、特に、坂城インター線の延伸、また、国道18号バイパスの整備が進められているなど、その周辺における土地利用は大幅に変化していくことが予想されます。

令和3年には、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画、また、土地利用に関しての上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画が策定され、さらには、今年度から町の都市計画マスタープランなどの策定が予定されております。こうした中で、各計画との整合を図りながら土地利用の在り方を見直し、社会情勢の変化にも対応するべく、今回の見直しに至ったところでございます。

次に、均衡の取れた産業振興についてどう捉えているかというご質問であります。町の土地利用につきましては、住居系用地や工業用地、また農地など、それぞれの用途で利用されて

いる土地について混在を防ぐため、町全体の土地利用を定めた国土利用計画に沿って、都市計画法に基づく用途地域のほか、農地利用につきましては農業振興地域整備計画で、それぞれ土地利用の用途を指定しております。

農業は、地域の自然的な条件に左右される面が大きく、土地集約性の高い産業であるため、農業以外の分野との調整を図りつつ、農業を営む上で条件のよい地域を一体的に保全していく必要があるものと考えております。

一方で、工業用地につきましても、周辺的生活環境や自然環境、防災面に配慮し、他の土地利用との調整を図りながら、工業集積を促進していく必要があると考えているところでありませぬ。

当町は工業を基幹産業とし、ものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後も整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺において、工業・商業に係る土地の需要が増加することが見込まれると考えております。

農業者が減少する中で、新たな担い手の確保や町の持続的な農業を推進していくためにも、優良な集团的農地を確保・保全し、良好な営農環境を確保することが重要であると考えております。

今後、関係者の意見も聞く中で、各産業やその他における土地利用について、需要を踏まえ、バランスを図りつつ、時代に合った農業振興地域整備計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） 答弁いただきました。2回目の質問に入ります。

主な要因としては、坂城インター線、そして18号バイパスの沿線のところでの土地利用が相当変わってくるだろうということではありますが、この地域は大体が優良農地ではないかなと思うんですね。こここのところの優良農地は今後どうなっていくのか。工業用地とそれから商業利用に転換されてくるという心配がされるわけです。

そうしますと、あと優良農地として集積していく場所とすれば、中山間地域になってくるんじゃないかなというふうに気になる場所ですけれども、やはり、ものづくりの町として当然工業の発展も必要であります。そういう均衡の取れた産業振興をどう取っていくかということについては、農業は土地がなければできない仕事であります。そのためには、やはり優良農地を確保する、そしてまた沿線の18号バイパスやインター先線の沿線についても、観光農地にするとか、もう少し検討していくようなことも考えて、保全していくような、そんなことも考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。その点についてはどのようなご見解でしょうか。ご答弁を求めます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。優良農地につきましては、現在も農振農用地として指定してございますが、その中でも、先ほど課題として申し上げたとおり、農業者

の高齢化や担い手の不足などによりまして耕作放棄地も見られるようになってまいりました。その中で、農業をやりたい人に対してしっかりと農地を提供できるようにという形の中で、今後は優良農地について集約・集積をさせて、しっかりと農業生産基盤に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で、それぞれ土地利用も変わってきているという中で、そこら辺の状況もしっかりと見据えた中で計画の策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（大森君） 農地の集積をして優良農地を確保していくということなんですけれども、これをやるには農地バンクを活用して、貸し出したい人、それで借りたい人の中間を取り持つということですが、これは進んでいるのでしょうか。実態はどうでしょうか。ご答弁を求めます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。農業中間管理機構の関係につきましては、面積的にはさほど大きくはないですけれども、現在、農地の貸し借りについて中間管理機構を通じて使用貸借を結んでいるという状況はございます。

そういった中で、やはり農業をやりたい、実際には農地の貸し借りについては、なかなか人・農地プランの中でも農地を貸したいという意見はあるものの、実際にはそこら辺は進んでいないというような状況でございますけれども、今後、農振の計画の見直しにあたっては、そういった農地バンクの活用も含めた中でしっかりと整備計画をつくっていききたいというふうに考えております。

2番（大森君） 工業用地の確保とそして優良農地の確保と、非常に矛盾する施策を取らざるを得ないということで、町としても苦渋の選択をせざるを得ないということもあるかと思えますけれども、農地は一度潰してしまえば、再開するのは非常に時間と労力と金額がかかるものです。今の優良農地をやはり幾世代も利用でき、そして地元産を住民が食すると、こういう政策を取っていただきたいというふうに考えるわけです。

それでは最後に、若干時間がございますので、まとめといたしまして、今の政治情勢について若干私の考えを述べたいと思います。

岸田自公政権はロシアのウクライナ侵略を理由に、敵基地攻撃能力の保有や核共有などで軍事費、今のGDP 1%の5兆4千億円から2倍の1兆円にすべきだとしています。そうなれば、現在世界第9位の軍事大国から一挙に第3位の軍事大国になります。その財源を確保するためには、消費税の大増税をはじめ、医療や福祉などの社会保障や教育予算の大幅削減が必至となります。私たちの生活は一層苦しくなります。

何よりも危険なのは、敵基地攻撃能力によって、日本が攻撃されていないのに専守防衛の自衛隊がアメリカ軍と一緒に相手国に攻め込むこととなります。その結果、日本が真っ先に攻撃され、戦渦に巻き込まれることになってしまいます。日本が戦争をしないためにどうするか、軍備を強化するのではなく、今の憲法第9条を守り、第9条を生かした積極的な外交交渉を行

うことではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

12番（西沢さん） ただいま議長より発言を許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1. 人口問題についてです。

コロナの感染拡大により、地域の行事やお祭りなど人の集まりが制限されてきました。そんな中、久しぶりの会話の中で、行政区やグループなどの役員に成り手がなくて苦勞した、また、子どもが少なくなっており祭りもできなくなってしまうなど、急激に進む人口減少への不安が聞かれました。

2021年の県内の人口増減によると、県内から他の都道府県に対しての転出超過は、直近10年で最も少なかったことが県の推計で判明しました。新型コロナウイルスの影響による地方回帰の流れもあり、転出超過数が減少したとようであります。

そんな中で、坂城町の数値を見ると、2022年1月1日時点において人口1万3,642人、1年間の人口増減はマイナス273人、社会増減はマイナス112人となっております。県内同規模の他町と比べて、1年間の人口減、社会減の数値が大きいのが気になるところです。出生と死亡数の大きな開きから、人口が減少していくのは避けられない事実です。

そこで、緩やかな人口減少を受け入れつつ、豊かで安心できる暮らしが続けられるまちづくりを進めるため、坂城町第6次長期総合計画を踏まえ策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略も第2期の2年目となりました。この総合戦略では、四つの基本目標、共通するテーマ、三つの重点プロジェクトを達成させるための事業が挙げられています。これらの事業を進め、人口の将来推計の目標値に近づけたいところです。では、現在の坂城町の人口の実態はどうでしょうか。人口に見合ったまちづくりを進めるため質問をしていきたいと思ひます。

イとして、人口減少の実態はです。

初めに述べましたとおり、県公表の2021年中の人口増減で、当町では特に社会増減のマイナスが大きい結果となっております。県全体では、コロナの影響による地方回帰の流れもあり、転出超過数が減っている状況です。

そこで、当町の実態についてお伺ひいたします。まず、2017年から2021年まで5年間の総人口、自然増減数、社会増減数の推移について。次に、2021年の県内人口増減による県公表数値で、当町の社会増減はマイナス112人でありました。その内容をどのように分

析しているでしょうか。また、その112人中、いわゆる子育て世代の30代、40代の転出超過数についてもお尋ねいたします。

次に、今回公表された数値により、人口ビジョン、将来展望の考え方に何か影響が出るでしょうか。もちろん短い期間での判断は適正ではないと思いますが、コロナ収束後も様々な要因により人口動態に大きな動きが出るのが予想されます。今後に向けてのお考えをお聞きます。

次に、ロとして、将来人口の目標値をめざすためにです。

当町は、合計特殊出生率を2025年1.84、2035年2.07に設定しています。ちなみに2019年は1.45でした。大変厳しい目標の設定だと思いますが、目指すために、町はこの目標に対して様々な事業に取り組み、実施計画を策定し進めています。

そこで、今回は安心して子育てができる環境づくりの中で、特に学校教育についてお聞きます。かねてより坂城町は子どもたちの育ちと教育に力を注ぎ、実績を積み重ねてきたことは言うまでもありませんが、さらに子育て世代の皆さんに、この町で子どもを育てたい、教育を受けさせたいと思ってもらえる教育を考えたいと思います。

そこでお聞きます。まず学校教育で今まで実践してきたよかったこと、また誇れることはどんなことでしょうか。次に、今、学校教育で特に力を入れていることは何でしょうか。また、特色ある学校づくり交付金について、今年の実業計画についてお聞きます。長い継続事業ですが、どのような学校づくりができたでしょうか。お尋ねいたします。

次に、「坂城の子は坂城で育てる」、坂城町教育のグランドデザイン、スローガンです。合い言葉のようなもので、何となくイメージとしてわかったような気がしていますが、町全体、町民全てが子どもたちに関わって見守っているというような思いを町民全体で共有できればと考えます。そのために、具体的にどのような言葉で表したらよいでしょうか。

次に、ハとして、社会減から社会増への転換についてです。

当町も2017、2018年には社会増になったわけですが、やはりコロナの影響は大きいだろうと推測されます。しかし、地方回帰の流れで改善著しい自治体もあるわけで、そこに希望も見えるのではないかと思います。そこで、女性も含めた多様な雇用や就業機会の創出がやはり一番だと考えられます。どんな事業が行われ、その成果はどうでしょうか。

次に、移住定住促進事業のこれまでの成果と新しい事業の考えについてもお聞きます。また、移住体験ハウスの利用状況とその成果についてもお尋ねいたします。

最後に、空家の活用について、その実情をお尋ねします。

これで1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 初めに、私から西沢議員さんの人口問題に関するご質問のうち、ロの将来人口の目標値をめざすための学校の取組等についてお答えいたします。

初めに、学校教育で今まで実践してよかったこと、誇れることはどの質問であります。まず挙げられますことは、ALTを活用した保育園から中学校までの英語学習であります。町ではグローバル化著しい工業の町坂城で、広い視野を持ち異文化等を理解するとともに、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することのできる、国際社会を生きることのできる子どもの育成を目指し、コミュニケーション能力や英語の習得を図ってまいりました。

小学校3、4年生の週1時間の外国語活動や、5、6年生の週2時間の英語が必修になる令和2年度より以前から、先行実施として英語教育コーディネーターやALTを配置する中で、保育園や小学校1、2年生についても英語を楽しむことを目的として、英語の学習を位置づけております。これらの学習を通し英語に慣れ親しむとともに、コミュニケーション力を高めております。

また、国際理解教育として、小学生の中国上海市嘉定区実験小学校との交流や、中学生のアメリカカリフォルニア州サンノゼ市への訪問、町内での国際交流村も、坂城町らしい誇れるものと考えております。

次に、力の入れていることですが、町では一昨年度末までに町内小中学校に児童生徒1人1台端末の導入のほか、大容量ネットワーク整備、家庭学習のための通信機器整備、ウェブカメラ・マイク等の整備を終え、昨年度からICT教育に力を入れております。

町内の小中学校が同一歩調で研究を進めるため、町学校職員のGIGAスクール推進委員会、研究主任等を中心に段階的なステップを踏んだ研究をスタートさせ、まず中学校で先行し、その成果やノウハウを小学校に生かしていくという方法を取っているところでございます。

中学校で先進的な取組を行っていることから、他の市町村から視察に訪れたり、モデル校として県教育委員会の実践事例等に紹介されたりしているところであり、今年度は推進2年目として中学校での4人グループでの学習方式を小学校にも広げ、ICT機器の活用を量から質に高めることに力を入れているところであります。

続いて、特色ある学校づくり交付金に係る事業計画についてであります。主な事業について、南条小学校では、音楽・文化・芸術活動、体づくり活動、探究的な学びの総合的な学習に重点を置いた事業計画で、音楽堂を生かした文化芸術や地域に根差した教育が特色となっております。

坂城小学校では、学有林活動、ICTを使った学習活動、坂城の人・こと・ものに学ぶ環境づくり、坂城っ子の森の整備に重点を置いた事業計画で、「森と遊び、森に学び、森を守る」をテーマにして50年以上続いている学有林活動と地域講師によるクラブ活動が特色となっております。

村上小学校では、バラ、こどもの森などの校内の自然環境整備、異文化交流・国際理解教育推進活動、地域を学ぶ学習、合唱・音楽活動に重点を置いた事業計画で、小規模学校を生かし

た連学年による学びや、地域の歴史や産業を大切にした学校づくりが特色となっております。

坂城中学校では、地域とともに歩むSDGsを意識した教育活動とデジタル化の推進を基盤とし、坂城学や文化・スポーツ、放課後学習などの地域の「ひと」から学ぶ活動、職場体験、情報発信などの地域の「もの」、「こと」から学ぶ活動、ICT活用の活動などに重点を置いた事業計画で、地域とともに歩む学校づくりが特色となっております。

続いて、「坂城の子は坂城で育てる」という教育のスローガンがありますが、これは平成23年に作成した坂城町第5次長期総合計画から、町の教育モットーとして出てきている言葉でありまして、教育を学校だけに任せるのではなく、家庭の教育力を高め、今まで以上に地域の教育力を学校教育に取り入れ、家庭・地域・学校が一体となって、坂城町の子どもをみんなで責任を持って育てていくという決意を意味する言葉と解しております。このことによって坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子どもたちになることを目指す子どもの姿と考えております。

なお、先ほど学校教育で今まで実践してきたよかったこと、誇れることはについてお答えいたしました。坂城町の義務教育の学校は、小学校が3校、そして中学校が1校で、距離的にもコンパクトでまとまりやすい環境にあり、校長会や教頭会、坂城町学校職員会等で共通理解を基に統一步調で学校運営に取り組むとともに、地域の特色を生かした活動が行われております。これは、それぞれの学校が地域に支えられていることの裏返しでもあります。

令和2年に新型コロナウイルス感染症により、全ての学校が4月から5月にかけて臨時休業になった際、家で子どもの生活リズムが乱れて困るといった保護者の悩みから、町の防災行政無線を使って、1日4回のチャイムを鳴らしました。初めての試みであり、町民の皆様の反応が大変気になったところではありましたが、皆様にご理解いただき、ご協力いただいたことに大変感謝するところであります。

このように、地域の皆様が温かく子どもたちを見守ってくださっているということも、学校として地域を誇れることとございます。

企画政策課長（伊達君） 人口問題についてのご質問のうち、私からは、イ．人口減少の実態は、また、ハ．社会減から社会増への転換をのうち移住定住促進事業及び移住体験ハウスの状況等についてお答えをいたします。

まず、人口構成や社会情勢の全国的な傾向といたしまして、第二次大戦後の高度成長期を経て国民の生活は豊かになり、医療の進歩や福祉サービスの充実も相まって、平均寿命が大幅に伸びたことに伴い、高齢者人口が増加し、年金・医療・介護等の社会保障費が著しく増大をしている状況です。

その一方、新たな生産の担い手であり、主たる社会の支え手となる若い世代の人口は減少し続けており、これまで築いてきた質の高い社会をどのようにして維持していくことができるか、

それが課題となっております。

町では、1985年、昭和60年の1万6,918人をピークに総人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2040年には約1万人弱まで減少すると推計されております。

こうした人口減少は、年齢構成の不均衡や町内における就業者、消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性がございます。

そこで町では、平成27年度に人口減少少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年に人口1万2千人の維持を目指すとした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向け、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和2年度の検証時点では、おおむね計画どおりの人口の推移であったことから、令和3年度からの第2期総合戦略の策定に伴う人口ビジョンにおいても、人口の将来展望は前回ビジョンと同様としたところでございます。

ご質問の2017年から2021年までの5年間の総人口、自然増減数、社会増減数の推移につきましては、県がその年の異動分を取りまとめ公表しているデータを申し上げますと、各年1月1日現在の総人口は、2017年中の異動を反映した2018年1月1日が1万4,524人、2019年が1万4,416人、2020年が1万4,270人で、2020年に実施されました国勢調査の結果に基づき異動を反映した数値、2021年1月1日が1万3,915人、そして2021年の異動を反映しての2022年1月1日現在の人口は1万3,642人ということでございます。

また、年間の出生者数と死亡者数の差による自然増減につきましては、2017年がマイナス118人、2018年がマイナス120人、2019年がマイナス138人、2020年がマイナス131人、2021年がマイナス161人であり、転入者数と転出者数の差による社会増減につきましては、2017年がプラス55人、2018年がプラス11人、2019年がマイナス9人、2020年がマイナス102人、2021年がマイナス100人でございます。

ご質問にございました県公表の2021年中の社会増減マイナス112人と先ほどご答弁申し上げた100人との差でございますけれども、この差については、外国籍住民の方の在留資格の手続によるものなど、実際の転出入を伴わないその他増減によるものでございます。

この2021年の社会増減について、個々の転出入の事情が詳細にはわからないということですので、現状で確定的な原因の分析というのは困難でありますけれども、数値上読み取れる点といたしましては、新型コロナの社会的な影響が本格化した2020年から、転出者数についてはそれほど大きな変化はないのに比べ、転入者数の減少が目立っている。また、外

国籍住民についても同様の傾向が見られ、2017年から2019年までは転入超過であったものが、2020年、2021年は転出超過という状況になってございます。

これまでも2008年以降のリーマンショックの際に社会減の増加といった傾向が見られました。今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動の停滞が、企業の雇用や就業環境などにも影響を及ぼしたということも推測され、また、外国籍住民の社会減が与える影響も少なくないと考えているところであります。

また、2021年中の30代、40代の関係でございませけれども、30代の転出超過は23人、40代は18人ということでありませ。その他増減を除いた全体に対して、およそ4割という状況でございませ。

次に、人口ビジョン将来展望への影響ということでございますが、人口ビジョンの将来展望につきましては、人口減少社会にあつて総合戦略に掲げる事業を着実に実行しつつ、減少の度合いを抑え、社会環境を維持し、目標年次において一定の人口維持を目指すもので、毎年定量的な減少を見込んでいるものではありません。

特に、昨年、一昨年と社会増減のマイナス幅が大きくなってございませますが、新型コロナウイルスの感染拡大という特殊な環境下でありますので、単年あるいは短期の人口変動でビジョンそのものをすぐに見直すということは考えておりませませんが、今後の人口動態、また社会情勢の変化等について引き続き注視をしまいたいと考えておりませ。

次に、ハ、社会減から社会増への転換についてのご質問のうち、移住定住促進事業、それと移住体験ハウスについてのご質問にお答えいたします。

人口ビジョンを基に、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた総合戦略では、就業機会の拡大や多様な産業の創出とともに、町の魅力を町内外に発信することによる町への愛着の醸成や、医療・福祉、子育て、商業など、暮らしの質を高める分野の充実による住みやすさの向上を図り、人口の流出抑制と流入促進、出生者数の増加を促していくこととしており、行政の様々な分野で複合的に取り組むものとしておりませ。

このうち、総合戦略に位置づける移住・定住促進事業につきましては、周辺自治体と連携しながら移住に関する相談会や情報提供を行うこととし、第1期の計画から取り組んでまいりました。この間、移住セミナー等での相談件数は、平成28年度が7件、29年度が13件、30年度が20件、令和元年度が22件と年々増加しており、令和2年度に実施しました第1期の事業評価については、A評価とされたところでございます。

また、平成29年度からは、自らが移住・定住する目的で町内にマイホームを新築する方などに対する移住定住促進補助金、また30年度からは、町での生活体験ができる移住体験ハウスを整備するなど、新しい事業も展開しているところでございます。

移住定住促進補助金の近年の交付世帯数及び世帯の人員数でありますけれども、令和元年度

が27世帯111人、2年度が21世帯71人、3年度が35世帯125人でありました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2年度以降、相談会の中止・縮小を余儀なくされ、移住に関する相談件数は減少しておりますが、オンラインによる相談会ですとかPRなど、新たな手法の利点も確認でき、今年度以降についても対面とオンラインそれぞれを活用してまいりたいと考えております。

移住体験ハウスでございますけれども、利用状況とその成果について、まず利用状況、平成30年度は2件で4名、元年度は5件で12名、2年度は1件1名、令和3年度は5件8名のご利用でございます。今年度についても、既に4件のお申込みをいただいております。

また、ご利用された皆様からは、町内での生活の様子が体験できる大変よい機会であったとご好評をいただいているところで、これまでに移住体験ハウスを利用された2名の方が、その後町内に移住されたというところでございます。

移住につきましては、その方の人生の中でも大きな決断になりますので、すぐに成果として現れるということは難しい面もございますけれども、将来に向けて着実に移住定住の促進につながっていくものと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ハの社会減から社会増への転換をのうち、女性も含めた多様な雇用や就業機会の創出についてのご質問にお答えいたします。

我が国の憲法においては、職業選択の自由を全ての国民に保障しており、不合理な理由で就職の機会が制限されない就職の機会均等を実現するためには、雇用する側が応募者に広く門戸を開いた上で、差別のない合理的な基準による採用選考を行うことが不可欠とされております。

坂城町企業人権同和教育推進協議会では、町内企業の従業者に対する人権教育活動を支援し、多様な個性が互いに尊重し合う明るい職場づくりを推進しており、就職の機会均等を推進するため、昨年度は公正な採用選考についての企業内人権教育推進員研修講座を開講し、町内企業14社21名の方にご参加をいただきました。また、同協議会では、これまでも男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などから、職場における男女差別やハラスメント等についての研修会も開催しております。

これら研修会を通じて、公正な採用選考の基本や採用選考時に配慮すべき事項、女性を含めた全ての方にとって働きやすい職場環境づくり等について理解を深めていただいたことで、今後の採用活動等に生かしていただけるものと考えております。

また、町農業支援センターでは、性別、年齢、国籍を問わず多様な就業機会の一つとなるアグリサポート事業を実施しております。内容としましては、臨時かつ短期的な作業を通して自己の労働能力を生かし、活力ある人生を希望する方にアグリサポーターとして登録していただき、農家からの依頼に基づいて作業の紹介・あっせんを行うものであります。昨年度は、女性が12名、65歳以上の方が11名、外国籍の方が4名登録され、農家とのマッチングを実施

したところであります。

そのほかにも、出産・子育てや介護のほか、新型コロナウイルス感染症の影響などにより離職した女性の再就職及び職場定着の支援、女性従業員の就業継続に関する取組などにより、労働に参加できる女性の増加を目指す、県のはたらく女性応援プロジェクト事業の一環として、女性就業支援員によるおでかけ相談が町子育て支援センターで実施されております。

この事業により、働きたい希望を持つ女性が仕事と家庭を両立しながら自らの能力を発揮して働くことができるよう、就労に関する様々な相談への対応や必要な情報提供などを受けられる体制も整えられているところであります。

また、全体的な就業機会の創出といたしましては、町と連携して人材確保事業を実施しているテクノハート坂城協同組合において、昨年度はコロナ禍により企業合同説明会や企業見学会は実施できませんでしたが、企業担当者と大学の就職担当者との合同情報交換会や、坂城高校、坂城中学校のコーディネート事業などを実施したところであります。

また、昨年度開催された「さかきモノづくり展」やウェブ企業説明会におきましては、学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただく機会を創出できたものと考えているところであります。

こうした様々な事業の実施により、女性を含めて多様な雇用や就業機会の創出につながるものと考えており、今後も企業、関係機関と連携する中で、勤労者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、就労機会の拡大、労働条件の改善を推進してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 私からは、ハ、社会減から社会増への転換についてのうち、空家の活用についての実情についてお答えいたします。

町では空家の有効活用を図り、町への定住及び地域の活性化を促進するために、坂城町空家情報バンク事業を実施しているところでございます。町内にあります個人の住宅で、現に居住していないものや、その敷地について物件所有者等が売買または賃貸借を希望する空家を登録し、当該空家に関する情報を町が空家利用希望者に対して提供する制度としまして、長野県宅地建物取引業協会上田支部と協定を締結しまして、平成27年度から開始いたしました。

登録物件につきましては、空き家バンクサイトのほか、県内への移住向けサイト楽園信州空き家バンク、全国版空き家・空き地バンクに掲載しまして広く紹介するとともに、4月の固定資産税納税通知書の発送に併せて、空き家バンク制度についてのチラシを同封しまして、制度の周知を図っているところでございます。

また、空家物件の登録希望者に対しましても、空き家バンクの登録には土地、建物の相続を終え、所有権を確定する必要があることなどをご案内するなど、空き家バンク制度について個別に相談しながら事業を実施しているところでございます。

空き家バンクの利用状況でございますが、令和3年度は5件が成約し、うち2件については町外からの利用者で、5人が転入しております。3件については町内の利用者となっております。

また、平成27年度から令和3年度までの累計の成約件数につきましては36件でありまして、うち17件が町外者でございます。延べ43人が転入し、19件につきましては町内利用者で46人が定住されたところでございます。

なお、現在利用を希望する登録物件は38件となっております。うち26件は町外の登録者となっております。

また、空家情報バンクの登録及び利用促進を目的に、家内の家財道具の片づけ費用、また空家を購入または賃貸した方が改修する費用に補助を行う空家情報バンク利用促進補助金の制度につきましては、平成28年度から令和3年度までで家財道具片づけ費用が11件、改修費補助が13件で、合計24件、679万8千円の補助を行ったところでございます。

今後も引き続き、当町に移住・定住を希望される方に空家の紹介ができるよう、物件の登録数の確保に努めるとともに、空き家バンク制度を広く周知してまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） ご答弁をいただきました。人口問題について、今回は教育と女性、移住定住についてお聞きしたわけですが、再質問の時間がちょっと心配ですので、学校教育については提案に変えさせていただきたいと思っております。

まず、特色ある学校づくり交付金についていろいろ工夫がされていますが、今までの枠を外してもう一度考えてみたらどうでしょうか。学校づくりではなくて、子どもたちのやる気づくり、本気、興味づくりなどに絞って考えてみたらどうかと思っております。ご検討ください。

それから、「坂城の子は坂城で育てる」についてですが、坂城の皆様とともにということでございます。スローガンですから、もっといろいろな場面で多用してもよいのではないのでしょうか。このことについてもお考えをいただきたいと思っております。

それから、1点だけ。人口の社会増を目指すために子育て支援の充実と女性を応援することが鍵になると思っておりますが、女性の起業支援プログラムの創設について、すぐに応募者が出るとは思いませんが、ここで一つの道をつくってほしいと思っております。このプログラムに空家の活用も含めて考えられないでしょうか。お伺いいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。女性の起業支援プログラムの創設をとのことでございますけれども、当町における起業希望者への対応といたしましては、町商工会と連携して、両窓口において随時起業に係る相談を受け付けており、その相談業務においては、空家等の店舗改修に活用いただける商業店舗利活用補助金などの補助制度や独立開業資金などの融資制度をご案内しております。

働き方に対する考え方は多様化してきておりまして、またワーク・ライフ・バランスの実現

を目指す上でも、これまでの取組と併せて、場所を選ばずできる仕事や在宅ワーク、また自分のペースに合わせたビジネスなどの起業を目指す女性を応援できるよう、空家の活用の支援も含めて町商工会とも相談してまいりたいと思います。

12番（西沢さん） 転出超過の原因は自治体それぞれ違っていますが、現状を分析し最適な取組を続けることだと思います。2021年の全国出生数は81万1,604人。統計開始以来最少で、国の推計より6年早く少子化が進んでいます。国に対しても基本的対策を強く望みたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。水道事業の広域化についてです。イとして、現在の状況は。

昨年12月議会定例会の一般質問で、水道事業の広域化について質問をいたしました。その後の経過についてお尋ねいたします。

国より県知事に対し、持続可能な水道事業を確立し、安心・安全な水道水を将来にわたり供給するための水道広域化推進プランを令和4年度までに策定を要請されていたこと。また、昨年5月に、厚労省より上田、千曲、長野市、坂城町の地域をモデル地域として水道施設の最適配置計画の検討結果が公表されたことを受け、その後一気に広域化の話が出てきました。そして、今年4月14日、県は県内の公営水道事業の広域連携をめぐり、施設の共同利用や経営統合など、4形態について給水原価や費用削減の試算を示しました。その上で、各地域振興局が事務局の検討の場で、目指す連携の形態などの方向性を議論するよう要請したとのことであります。県は、その議論を踏まえ、本年度末までに水道広域化推進プランを取りまとめる考えを示しました。以上が県の取組の状況です。

それでは、当町が関係する上田長野地域水道事業広域化研究会では、どのような取組をされてきたのでしょうか。

昨年12月の一般質問のご答弁では、広域化研究会の検討の経過報告として、現段階においては事業統合が最も大きなメリットを得られる可能性があること、また、今後は将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、50年後、2070年までを想定した財政シミュレーションを実施する予定とのことでした。さらに、水道事業の広域化の方向性については、今年3月に報告できるように協議を進めたいとの内容でした。

そこでお尋ねいたします。水道事業の広域化の方向性について、どのような協議がされたのでしょうか。また、50年後を想定した財政シミュレーションについてもお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま2番目の質問としまして、水道事業の広域化について、西沢議員さんからご質問がありました。以下、お答え申し上げます。

水道事業の広域化につきましては、令和2年度に厚生労働省が、上田市から長野市までのエ

リアをモデル地区として選定し、同省の事業により水道施設の最適配置計画の検討が行われ、昨年5月に検討結果が公表されました。これによりますと、「送水ルートを整備や浄水場を統廃合することにより、地域全体として効率的な運営や整備費の軽減等で一定の効果が認められる。」とされているところであります。

この報告に併せまして、上田長野地域の水道事業の広域化について研究するため、当町を含む4関係市町の首長により、県知事へ要望書を提出し、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置して、当町も参画してきたところであります。

研究会における協議の内容といたしましては、令和2年度に実施されました厚生労働省の調査業務では、施設整備費と維持管理費に着目し、それぞれの削減額を効果として捉え、試算がなされたところでありますが、事業運営や組織体制の視点からは、広域化を含む最適な連携方法についての検討が行われていなかったことから、本研究会において当該地域における最適な事業運営等の視点から、事業統合、経営の一本化、用水供給事業の新設、個別経営による施設の共同化の四つを抽出し、既存事業体それぞれの財政面や組織面等への影響、災害等による非常時対応の強化などを整理し、約50年後の2070年までを想定した財政シミュレーションを実施してまいりました。

特に当町といたしましては、現在、千曲川の左岸側、村上地区ですね。そこに布設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した供給を行えるよう、右岸側へも、坂城地区ですね。右岸側へも幹線を布設する送水幹線の二重化の必要性と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場機能が災害等により機能が停止した場合に、染屋浄水場からの供給を行える連絡管の新設等の重要性について研究会に提案し、当町の懸案事項として協議を行ってきたところであります。

こうした検討事項も考慮する中で、広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果といたしましては、事業の統合により、水道料金の抑制効果として669億円の効果があるとされたところであり、その要因として、広域化による施設規模の適正化が図られることや、広域化事業に伴う国庫補助金等により施設整備費に対する負担が減少することのほか、事業統合による人件費や委託費の削減、事業規模拡大による経営の安定化に伴う値上げ抑制、企業債発行の抑制による支払利息削減等があるとされているところであります。

なお、昨年度に示された効果は、広域化に関する国庫補助金等を最大限に活用することを条件として、詳細な財政シミュレーションを実施した上で算出したものである一方で、広域化に関する施設整備の内容につきましては、構想段階でありますので、整備の実現性やこれに要する費用、スケジュールなどについては、今後、より具体的な検討が必要であると考えているところであります。

今年度以降は、昨年度に整理した構想段階から一步踏み込み、現状の水道事業体の業務実施

体制等を加味する中で、事業統合等の広域化を想定した組織体制や、現状の職員の業務内容や執行体制等についても整理し、さらに検討を進める方向とされているところであります。

また、本調査のシミュレーション結果については、現在、県が策定を進めている水道広域化推進プランの策定に活用される予定であります。

いずれにしましても、町としましては、現在は水道事業の経営を行っておりませんが、積極的に関与する中で、町民の皆様に安全で安心できる水道水が安定的に供給されるよう、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当町を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） それでは、再質問をいたします。水道事業の広域化について、ご答弁では広域化の課題として挙げられていた点について、事業運営など4点について検討をして財政シミュレーションをしたと。その中では、施設の老朽化、耐震性、また災害対策も含めた送水幹線の二重化、それから水源の水質なども考慮に入れてシミュレーションがされたと。その結果、事業統合により費用削減額は669億円でありましたというご答弁でした。この669億円について、これが本当にどのように効果的なのかということは、ちょっとまだよくわからないんですが、ここは一定の成果が出たというふうに捉えています。

そして、この結果を踏まえて方向性の協議を進めていくということですが、県企業局の給水エリアと自前の水源を持って水道事業を運営している上田市、千曲市、長野市に比べて、坂城町はほぼ100%県水から給水を受けている状況です。水道事業の広域化についての受け止め方、町民の皆様の考え方も違っているのではないかと思います。

50年後も暮らしを支える水の安心・安全・安定的確保のために、この水道事業の広域化について、どのようにして住民合意を得ていくか。また、丁寧な説明と皆様からご意見をいただくことも本当に大事だと思います。どのような手順で進めていくか、お伺いいたします。

建設課長（関君） 2点ご質問をいただきました。まず669億円の試算についてでございますが、水道事業につきましては、やはり人口減、先ほどの人口減少ですとか水道そのものの需要の減少、そういったものによりまして、どうしても施設規模が過大になっていってしまうのではないかとこの考え方です。そういったものの中で、水道料金が、どうしても各施設ごとに値上げをしていかないと事業自身が成り立っていかないのではないかとこの考え方から、広域化の考え方をしております。

そういった中で、先ほどの二重化ですとか、そういったものを図りながら、水道の規模をそのエリアの中で最適な規模にしていきたいと思いますというものをした中で、皆さんが負担する水道料金、これの抑制を図っていくことで水道の広域化のメリットを図っていきたいと思いますという考え方になっております。

ですので、669億円という数字につきましては、先ほど町長からも答弁がありました。住

民の皆さんから水道料金として頂く水道料金の抑制を図る。上田から長野まで約60万人いるんですけども、その皆さんが水道料金としてお支払いしていただくことになる金額の抑制を図ったときに、50年間で約669億円の抑制が図れるのではないかという財政シミュレーションになっているということでございます。

また、今後の住民合意の点についてでございます。昨年度示されました検討結果、それにつきましては、今後の予定として住民の皆さんにお知らせしていく必要、これは十分あるというふうに考えております。2月に行われました区長・行政協力員会の際に、今回の検討結果について、時期を捉えてご説明させていただきたいということでご案内させていただいているところではございます。

当町におきましては、現段階で水道事業の事業主体となっていない状況ではあるんですけども、住民の皆さんには欠かせない水道水でありますので、協議には積極的に参加していく必要もありますし、また水道を利用している住民の皆さんに、現状を含めて理解をしていただくということは大変重要なことだというように思っております。

コロナ禍の中で情報提供の方法も検討する必要があると思いますが、将来にわたって持続可能な水道水を構築するためには、やはりまず水道の現状をご理解いただく、こういったことが必要であると思っております。一義的には、水道事業者である企業局、そういったところと協議をしまして、また広域化、または広域連携を共に協議をしております関係市の皆さんと、内容またタイミング、そういったものを検討する中で、住民の皆さんに情報提供ができるようにしていきたいというふうに考えております。

12番（西沢さん） ただいまの財政シミュレーションの結果についてですが、推進プランに反映していくというお話でございました。この結果について、公表はどのような形でされるのでしょうか。お尋ねします。

建設課長（関君） まず、財政シミュレーションの関係につきましては、出た結果につきまして、皆さんにお知らせしていく形を取っていきたいと思います。その手法につきましては、関係市町村のほうともご相談しながらやっていきたいと思っております。

それから、県の推進プランのほうですけども、水道事業に関しましては、上田市から長野市までが課題であるわけではなくて、全県、全国的に課題になっていることでございますので、水道の広域化については、財政シミュレーションでこういった形になっているということも、今後、他の市町村ですとか、固まりがどうなるかわからないですが、そういったところにも反映していくようにということでお話しさせていただくという形になろうかと思っております。

12番（西沢さん） 今回は人口問題と水道の広域化について質問をいたしました。この問題は、いずれも子どもや孫の世代、また50年後にどのような社会をつくれるか、そしてそのために今私たちが何をすべきか、考えるべきか、行動を起こすべきだと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩 午前11時35分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今、テレビでも新聞でも大変ウクライナの問題が世界に対して様々な問題を突きつけている状況だと思いますが、先月5月26日の「ウォール・ストリート・ジャーナル」の中に、非常に面白い記事が載ってまして、それはキッシンジャー氏とそれからジョージ・ソロス氏の2人の全く対照的な演説の内容が紹介されておりました。

キッシンジャーという方は、今は御年99歳になられるわけですが、毛沢東や周恩来に対して米中の国交回復ということをやられた、非常にアメリカ政界での重鎮であります。その方が、もうウクライナのこの問題については、これ以上の流血は避けようと。ロシアのプーチン大統領をこれ以上追い詰めるようなことをしては危険だという発言であります。

それに対して、その後に出てきたジョージ・ソロス氏が、これはダボス会議での話です。ジョージ・ソロス氏が出てきて、もう徹底的にロシアのプーチン大統領を引きずり下ろすまでは絶対にやめちゃ駄目だと。そうでなければ、世界の文明が壊れるというような形で徹底抗戦を呼びかけて、ヨーロッパにもウクライナに対しての軍事支援をさらに強化するよというよという演説をなさっておられる。

皆さんもよくご存じのように、このジョージ・ソロスさんの意向に沿うというか、そういう形ですと2014年のウクライナの政変から、それからその次の年の2015年ですかね、2月のミンスク合意で停戦が成り立ったわけですがけれども、それに対して、このジョージ・ソロスさんは、2015年の4月1日のニューヨークタイムズの中で、とんでもないことをやったと。なぜもっと徹底的にヨーロッパはウクライナを支援して、ロシアを追い詰めないのか。こんな停戦をしたら、何のために頑張ってきたのか、訳がわからんみたいなことをその中で書いた方です。

そういう形で、実は皆さんは今年の2月の24日にロシアがどっと攻め込んで国境を侵したというような、それは確かなんですけれども、その前からずっとウクライナの中では内紛が非常に多かったわけですがけれども、ほとんどそれは西側メディアでは報道されないまま、まさに今回国境を破ってプーチンが出ていったと。国際法違反だと、そういう形でしか報道されていないわけですがけれども、もう8年以上にわたってこのウクライナ紛争はずっとあったわけで、その間クリミアの併合なんかもありまして、西側は非情な形でロシアのプーチン体制を締め上

げてきたわけですが、なかなかロシアは参らないと。このところに、私は今回はちょっと集中して考えてみたい点があるわけです。

それは、これだけ世界中が金融を閉ざし、SWIFTからの排除とか、金融を引き締めというか、ロシアに対してもうお付き合いしないと、金融的には。様々な形でそういう制裁を加えたわけですが、これからいくらそれをやっていったとしても、多分ロシアはそう簡単には沈没しないだろうと。

そう思わせる原因が、まず一つ大きいのは、資源やエネルギーが完璧にロシアにはあると、売れるほどあると。本当に売っているわけですが、それから食料の自給率、食料自給についてもほぼ完璧ですよね。国の独立にとって、その国の食料自給率、それからエネルギー自給率、これほど国の存立にとって大事なものはないということは、今回のでも非常にそれが明らかになったわけですね。

私が今回問題にしたいのは、じゃあ翻って日本の食料はどうなっているのか。一般的には、食料自給率というのは37%。今年ちょっと伸びて38%とか、そのあたりの議論をしていますけれども、そんなふうに低いというのは、これ本当に衝撃的というか、日本の人口というのは1億人を超えている国、14か国あるわけですが、11番目の人口大国ではあります。その1億人を超えている国で、自分での食料の供給が37%だ38%だなんていう国は全くございません。G7の国を見ても、ここまで低いというのはほぼあり得ないと。だったら、少しおかしいことが世界で起こったら、日本はどうなるのか。ある意味、目に見えているという感じがしますよね。

ただ、その自給率という問題についても、今37%と言いましたけれども、これの計算もちょっとかなりおかしい計算になっていて、例えば皆さんが毎日食べる卵なんかは、フィリピン産卵とかを食べている人はあまりいないと思うんです。これは中国産卵ですとか。じゃあ、ほぼ100%卵というのは自給されているかというのと、農水省の発表では10%、これが卵の自給率です。どうしてそういうふうになるかというのと、もちろん鶏が食べる飼料なんかはほぼ全て輸入。それから、ひなに至っては九十何%、全部飛行機で飛んでくるわけです。ひなのほうは。しかも、世界のひなの供給がドイツ、フランス、オランダ、世界3か国に限られてしまったと。これもグローバリゼーションというものの恐ろしさだと思います。

そんなことで、自給率と数字を見ただけで本当にそれで信用できるかというのと、結構怪しいものがある、その37%という数字も供給熱量が分母になって、つまりこの日本にある供給できる熱量です。キロカロリー分の自分の国で国産で作ったものの熱量、これが37%ということになっているんですが、ちょっと考えただけでもわかるように、供給熱量が分母というのはちょっとおかしくないかと。日本人が1日大体平均で1,900キロカロリーだというふうに、摂取量としては。それだったら、日本人が摂取する熱量分の分子が国産というふうにし

たらどうなるかという、これで50%に行っちゃうんですよ。じゃあ、その摂取熱量と供給熱量の差はどこに出るかという、これがまさに食品ロスという問題です。わかりやすい形でいうと、コンビニ弁当が1日140万食分ずつどんどん捨てられている。これが摂取熱量と供給熱量の差になって現れているわけです。だから、そのまま37%、しかも総合で37%ですから。

それをもうちょっと詳しく見てみると、一番問題なのは穀類なんじゃないかと。それで調べてみますと、小麦は17%しか自給率はございません。大豆は22%、トウモロコシに至ってはほぼゼロですよ。これが日本の自給率というものを非常に下げている大問題であると。大問題ではありますけれども、やはり一番重要な穀類が今言ったように17%だ、20%のレベルで日本人がこのまま生きていけるか。事が一旦起こった場合どうなるか。それを私は一番心配しているわけです。

この主要穀物については、G7はもうほぼ100%、200%、300%までちゃんと担保できているわけですが、100%を切っているのはイギリスと日本だけです。しかし、イギリスの場合は、それでも94%だったかな、あるわけです。94%は、イギリスは主要穀物について自給している。日本はその主要穀物について、平均で28%。この28%というのは、米がほぼ100%ですから、それが引っ張り上げているだけで、先ほど言いましたように、小麦は17%、それから大豆は22%、そういうことになっています。

そこで、大事なものは何か。そうなるという、穀物をいかに日本で自給するかという問題になりますよね。それと、問題点としてもう一つ大きいのは、円安の問題あるいは食料価格が上がっちゃった問題、プラス円安の問題ですね、小麦の政府の売渡価格、これ小麦の場合は政府が一括して買って、製粉会社に売り渡すという方式を日本は取っていますので、これが大体、2020年から2021年で19%増加。今年2022年の4月には17%増加。19%と17%増加したというわけで、全体としてはほぼ40%近い、2年でですね。つまり1.5倍ですよ。すごいことになっちゃっているわけです。

さあ、これで本当にどうなるか。何とかしなくちゃということで、今回の農業について、ここで一般質問にさせていただくということです。

まず最初に、今言ったのは私の持っている問題意識でございますが、農業全般に関して、町の見解はどうか。細かく言うと、自給率の低さ、それから生産性の低さ。この生産性については、農業部門では、アメリカを100にすると日本の場合は2.9。100に対して2.9ですからね。生産性は誠に低い。つまり、やってももうからないということですね。それから担い手がもういない。どんどん高齢化が進んでいる。この農業従事者の減少については、平成15年、2003年ですが225万6千人いたわけですが、去年、2021年には130万人。ほぼ100万人減少した。18年で100万人減少して、じゃあこれから18年

たったらほぼゼロかというような恐ろしい数字になっています。

それから、耕作放棄地の問題もありますよね。これは昭和50年、1975年、ちょっと古いですが、そのときは耕作放棄地が13.1万ヘクタール日本であったんですが、2015年の段階で42万3千ヘクタール、3.何倍に増えているわけです、耕作放棄地がね。これをどうするんだという問題ですよ。

それから、5月の20日に国会で成立しました人・農地関連法というものについて、お伺いをいたします。まずその中で、今まで行ってきた人・農地プランというのがありますよね。そこに新たな地域計画の策定というのを今回入れ込んだわけですが、一体その前のものと今回のものの整合性を含めて、その関連について、町はどのようなお考えを持っているか。

それから、この新たなる法律の改正ということですが、農振地域の見直しというのがこれからされると思うんですが、それに対しての影響はどのようなものになるか。

それから、そこから農振地域の見直しというのが行われるわけですが、その中で、一帯農業地域とする、あるいはこれは工業地域とする。もちろんそれはバランスよく考えてという答えしか出てこないと思うんですが、そのバランスをどのように捉えているか。

それから、その農振地域の見直しというスケジュールは、どのようなスケジュールでやっていくのか。そのことについてお聞きしたい。

それから、検討する作業の中で、一般住民、もちろん農民の方おられるし、農業をやっておられる方もいるし、それから全く農業はやっていないけれどという住民の方もおられる。それから企業の方々の意見はどのような形で反映されるのか。

それから、先ほど言いましたように、もう小麦については、これからもどんどん需要が高まる。しかし、どこも売ってくれない、あるいは買うには高過ぎるというようなことも起これば、二毛作のような水田の活用方法を考えていかなければならないと思いますが、どのようにお考えであるか。

最後に、地場産業といいますか、直売所として「あいさい」があるわけですが、これについてももう少し拡充し、町が強く支援して地産地消を実践していくには、どのような支援を考えておられるか。

以上の点についてお伺いいたします。

商工農林課長（竹内君） 1. 農業振興についてのご質問に、順次お答えをいたします。

まず、農業全般における問題点についてのご質問であります。食料自給率につきましては、米の需要減少などの影響もあり、令和3年度には熱量換算によるカロリーベースで37%となりました。

戦後の食の多様化や食生活の変化に伴い、食料自給率は緩やかに下降して現在に至っており、政府は、食料・農業・農村基本計画において、令和12年度までにカロリーベースでの食料自

給率を45%まで高める目標を掲げ、そのために国は農業DX構想による農業及び食関連の産業分野の変革などを図る方針としております。

グローバル化による農産物価格の変化や農業後継者の不足、農業生産資材の高騰などを含め、食料安全保障上の観点からも懸念されるところでありますので、町といたしましても、農畜産物の生産振興を通じて、食料自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業の生産性の低さについてであります。日米の産業別生産性を比較した平成29年の資料によると、アメリカを100とした場合の日本の農林水産業の生産性は2.9%とかなり低く、令和3年の日本の1経営体当たりの経営耕地面積は、全国平均で3.2ヘクタールと諸外国と比較しても小規模であり、大規模化、機械化による生産コストの低減が図りにくいことがうかがえます。

このため、国は農地中間管理事業による農地流動化や農地の集積・集約化の推進、人・農地プランによる担い手の明確化などを通じ、集落営農の推進や農業経営の法人化、企業による農業参入などの支援、また、規模拡大による経営の強化を進めようとしており、町といたしましてもスマート農業の事業導入や農地の集積・集約化、農業経営体の体質強化を進めていく必要があると考えております。

次に、担い手の不足についてであります。2020農林業センサスにおける町内農業経営体数は253経営体、経営主の年代階層では、70から74歳の割合が17.4%と最も高く、70歳以上の経営主の占める割合は57.3%となっております。

近年はブドウ栽培が経営的に安定していることから、定年帰農や若い世代の新規就農などが見受けられますが、全体として担い手が不足しており、農業の世代交代はまだ途上にある状況であります。

町では、就農相談会への参加や窓口での就農希望者への随時対応のほか、円滑な就農のための経営計画の策定支援や補助事業による就農サポート、経営発展のための事業導入など関係機関とともに実施しており、今後も早期の経営確立を目指すための施策により、多様な担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地の増加についてであります。国の調査では全国で28万2千ヘクタールが荒廃農地として計上され、そのうち9万ヘクタールが抜根、整地、区画整理、客土等により、耕作が可能な再生利用農地とされています。

農業委員会では、毎年荒廃農地の調査を実施しており、その結果を踏まえて、土地所有者に今後の営農に対する意向調査や荒廃農地の解消を働きかけているほか、農産物の作付や経営規模拡大のための農地再生・土壌改良について補助を行っております。

優良農地の維持はもちろん、可能な限り農地を有効利用することは、生産基盤の維持・発展に必要不可欠でありますので、今後も町の振興作物など農産物の生産振興とともに、荒廃農地

の未然防止、解消に取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、ロ．国会で成立した人・農地関連法についてお答えいたします。

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者を定め、5年後、10年後の地域農業を誰が担い、どの農地を耕作するのかを明確化し、市町村において公表を行っているものであります。

当町では、平成24年度以降、アンケートによる農業者の意向調査やその後の懇談会を経て、坂城・中之条・南条・村上の4地区のプランを策定しており、その後も新たな担い手をプランに位置づけるなど、随時見直しを行い、公表しております。こうした経過の中で、地域の農業と農地利用のマスタープランとなる人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化されたものが地域計画であります。

この策定にあたっては、これまでどおり農業者や農業委員会、農協、土地改良区等による協議の場を設け、各地域における振興作物を設定し、農地利用のエリアを検討するなど、地域農業の将来像を話し合うほか、農地一筆ごとに将来の耕作者を明確化した目標地図を作成するものであります。

農業者の高齢化や担い手の不足など、荒廃農地の増加が懸念される中で、町といたしましても、農地の適正な利用と担い手の確保・育成に向け地域の関係者と連携を図り、農業者間における協議や活動の支援を通じて、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの地域計画策定による町の農振地域見直しへの影響についてであります。農業振興地域整備計画は、農地や農業用施設など総合的に農業振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、優良な集団的農地を確保・保全するものであり、一方の地域計画は、地域における担い手を定め、将来の耕作者を一筆ごとに定めることで農地の最適利用を実現しようとするものであります。

農業振興地域整備計画は土地利用の観点から、また、地域計画は農業の担い手の観点から、今後の町農業の在り方を示していくものであり、両計画ともに町の農業を支える上で非常に重要な計画となります。

優良な集団的農地と担い手の確保といった、土地と人の両面から町の農業振興を推進していく必要がありますので、それぞれの整合を図りながら計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ．農振地域見直しについて、お答えいたします。

農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢が変化する中、優良な農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備計画の見直しを2か年にわたって行ってまいります。

まず、農業地域と工業地域とのバランスをどのように考えているかというご質問であります。令和3年3月に策定された国土利用計画第4次坂城町計画や、今年度から策定を進めている坂城町都市計画マスタープランなど、関連する各種計画との整合を図り、また坂城インター線や国道18号バイパスの整備を見据えた上で、農業だけではなく工業や商業を含めた土地利用を総合的に勘案し、農業振興地域整備計画の見直しを進める必要があると考えております。

そうした中で、農地は農業の生産基盤でありますので、良好な営農条件を備えた農地を確保していくためにも、今後長期にわたって優良農地として確保すべき区域については農振農用地区域として定め、集团的農地の確保・保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、計画の見直しのスケジュールであります。まず令和4年度、今年度は農用地面積、農業就業人口やその規模、主に生産されている作目など、町の農業の現状を確認するとともに、農地の利用状況や農業経営の状況と今後の意向など、農業者や農業団体へのアンケート調査を実施し、関係者からの意見を聴取する中で、計画の見直しの基礎となる資料を作成してまいりたいと考えております。

続く令和5年度におきましては、作成された基礎資料を基に、農業委員会や農業団体など関係者との協議・調整を進め、また土地利用に係る関係部署とも協議を重ねる中で、計画の素案を作成してまいりたいと考えております。

次に、検討作業の中で住民・企業の意見はどのように反映されるかということですが、計画の見直しにあたっては、農協や各地域の集落営農組織、土地改良区等、関係団体や農業者へのアンケート調査を予定しており、農業関係者からの意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

これら一連の作業を通じて作成した計画案については、説明会など広く意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、二．小麦等増産についてお答えいたします。

町内の水田利用につきましては、多様な品目が作付されており、昨年の実績では水田全体の53.7%を主食用米が占める一方、飼料用米7.3%、野菜6.3%、加工用米2.3%、大豆2.7%、花卉0.7%といった割合になっております。

米の需要は日本全体で年間10万トンずつ減少していると言われており、米の需給調整を担う町農業再生協議会では、県から示される生産数量目安値に基づき、米価安定のための米の需給調整を図りつつ、米以外の品目の生産振興と産地化を支援しております。

その中で、米と小麦の二毛作による作付は現在行われておりませんが、麦と大豆を作付する二毛作が大規模水稻農家を中心に取り組みされており、担い手農家の経営安定につなげるため、国の経営所得安定対策により、麦・大豆・ソバ等における生産価格の格差を補正する交付金と農業経営のセーフティネットのための交付金、また、町単独の転作助成金による麦を含めた転

作物の作付を支援しているところであります。

町といたしましては、生産者が継続的に安定的な経営が図れるよう、関係組織とともに水田利用の在り方を検討しながら、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ホ. 産直店「あいさい」についてのご質問ですが、さかき地場産直売所「あいさい」は、平成22年度に県の元気づくり支援金を活用して施設を建設し、生産者による運営組合を組織する中で、地域農産物の生産振興や地産地消の推進等を実施してまいりました。平成29年度には地方創生拠点整備事業により施設を拡充し、飲食部門と直売部門の販売面積の増加も図ってまいりました。

この間、出荷される農産物の多品目化や出荷量の安定確保、市場との連携による供給体制の取組、会員登録の働きかけ、イベント開催による集客力向上のほか、ホームページの開設による情報発信などを運営組合とともに実施してまいりました。

町といたしましては、生産者と消費者との関係構築をさらに推進することにより、消費者ニーズの把握や生産意欲の向上などのほか、地域農産物の情報発信にもつながることから、農業における拠点施設の一つとして、さらなる発展強化を目指してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） これは、元農水事務次官をやられた奥原正明さんという方がおられまして、この方が様々な本を書いておられるわけですが、その中で私の目に留まったのは、平成12年、2000年ですよね、西暦2000年の基本計画で、自給率を、その当時は41%という数字なんですけど、45%にすると、カロリーベースでね。金額ベースだったら74%まで上げるということで、10年後の目標として2000年に立てている。それから20年たった令和2年にはどうなったかということ、確実に少しずつ自給率は下がって行って、それで2020年につくった目標では、やはり45%というのがそのまま残っている。

どうしても、何というんですかね、自給率を上げるとか、農業を振興するとか、いろいろ計画を立てるんですけども、全くうまくいかない。全くとは言いませんよね。私は、これからは少しずつICTとかAIとかを使った農業で、少しずつ生産量も上がってくるとは思うんですけども、なかなかこれまではうまくいかなかった。もうここで抜本的な対策でも取らないことには、本当に立ち行かなくなるんじゃないかという心配をいたしております。

その中で、今言われた米作を麦プラス大豆のような形で、二毛作にならなくても麦に変えると。私は毎朝田んぼに出て見て回るんですけども、今年びっくりしたのは、かなりの量の麦が、ふだんだったら全部水田なのを今年は非常な勢いといいますか、麦が増えているので、ものすごくびっくりしているわけですけども。

もしここに、先ほど言われた交付金というので、10アール当たりでもいいですから、米から麦、米から大豆、あるいはその組合せの二毛作に転換するというような場合、今はっきりしているものがあれば、あるいはこれ数字ですので、ちょっとまだ通告には入れていなかったの

で、もしご存じであれば、10アール当たりでもどのくらいの補助金というか、それに対しての援助金みたいな交付金が出るのか。もし数字がおわかりならば、教えていただきたいと思います。

通告していませんので、数字は無理でしたら、私がちょっと、その本でざっと読んで、もう寝ぼけて読んでいるものですから、10アール当たり3万か4万というような数字を見たんですけれども、これはちょっと確かかどうかわからないので。そのくらい出れば、金銭的なインセンティブにはなるだろうということにはなると思うんですけれども。

ただ、これから、今まではもう日本で作ったって採算が取れないから、海外からばんばん買ってくればいい。そっちが安いから買ってくればいいと言いますが、実は、例えば木材なんかはもう56.7%も上がっちゃって、これはいよいよ国産の木を使った方がいいというふうになっている。

そんなことで、小麦だ何だも、これからは物というか物のほうがお金よりも値段が高くなる。値段が高くなるというより重要性が増すと思いますので、何と申しますか、日本でやっぱりどんどんそれを転作なり、あるいは耕作放棄地を利用して作ったほうがいいと思います。

じゃあ、その次に行きます。教育についてですね。この前、坂城中学校で行われました坂城町全体教職員会というようなどころに行っていました。GIGAスクールということで、皆さん、生徒が端末を持ってやっているという授業を見てきました。それについて、GIGAスクール構想というのは、現在のところどのような取組がなされ、それに対しての町の評価はどうか。

それから次に、私はいつも思うんですが、保育園、小学校、中学校、こういったものの生活面、それから教育面におけるスムーズな移行というだけじゃなくて、日々の連携、お勉強、生活面を併せての連携をどのように町は考えているか。

最後にですね、それとの関連で、坂城高校との連携はどのようになっているか。それとAI、ICT教育なんか非常に熱心で、デジタル大臣の大賞ももらっている坂城高校に対しての支援体制はどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

町長（山村君） 坂城高校の支援についてということにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。残りは担当課長からお話します。例によって時間がなくなってきましたので、端的にご説明申し上げます。

まず、保育園、小中学校と坂城高校との連携でありますけれども、毎月開催しております町の校長会におきまして、坂城高校の校長にも出席していただき、学校の様子や坂城中学校卒業の生徒についての情報交換を行うほか、中学と高校の職員同士の交流や公開授業の参観などを行っているところであります。

また、坂城高校の生徒が保育園を訪問して園児とともに活動したり、園児や小学校の児童が

高校の文化祭に参加して、一緒にステージで発表し合ったりするなど、双方向での交流も続いております。

さらに、坂城高校は令和元年から経済産業省「未来の教室」の実証実験に採択され、令和2年度から実証事業の一環で、地域密着型の総合的な探究の時間「坂城学」においてウェブサイト作成により、「地域企業の課題解決に挑戦する」というテーマで地元企業にヒアリングに行き、その内容を基に課題解決のためのアイデア企画を行うという地域連携型探究活動や、アプリを活用した個別最適化学習など、ICT機器を活用した教育が認められ、先ほどお話がありました、昨年度デジタル庁からプラチナ賞を受賞いたしました。

この過程の中では、坂城高校の生徒が坂城小学校の低学年に端末の基本的な使い方や、タイピングの仕方などを教えるといった取組も行われており、今後、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業でのさらなる連携についても期待されるところであります。

続きまして、坂城高校への支援であります。坂城高校は、開校以来110年以上にわたり、産業や地域づくりの担い手の育成、輩出の場として重要な役割を果たしてまいりました。平成10年には、坂城高校と町が協議している坂城高校を育てる会を発足し、坂城高校を語る会、坂城高校を発展させる会と改組する中で、支援体制を強めてまいりました。

さらに、令和元年からの旧第4通学区、高校の将来像を考える地域の協議会では、私や教育長のほか、町商工会長やテクノハート坂城協同組合の理事長も委員として出席し、坂城高校の存続に向けて協議を続けてまいりました。その中では、少人数の学習環境におけるICTを駆使した個別最適化された学びの実践や、地域企業等との連携の成果など、地域における高校の役割をお話しする中で、県教委の第3次再編・整備計画案では、中山間地存立校の特色ある学びの拠点として維持されることとなったところであります。

また、町では、坂城高校の新しい学びの坂城学や、筑波大学との連携によるまちづくりシンポジウム、地域貢献活動に係る生徒活動の充実などについて支援を行うほか、テクノハート坂城協同組合に就労支援コーディネーター業務を委嘱し、生徒の企業見学や職業体験の調整、企業側の情報提供、就職希望者の面接指導など、様々な支援を行っているところであります。

今後も、次世代を担う若者の成長を支える学校として、坂城高校の発展のため必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 2. 教育についてのご質問に順次お答えいたします。

GIGAスクール構想につきましては、令和2年度末までに町内小中学校の児童生徒に1人1台の端末を導入したほか、大容量ネットワーク整備、家庭学習のための通信機器整備、ウェブカメラ・マイクなどの整備を終え、昨年度から各学校におきまして、1人1台端末を効果的に活用し、学習活動の一層の充実を図ってまいりました。

1年目となる昨年度は、町内の小中学校が同一歩調で研究を推進できるよう、GIGAス

クール推進委員会、研究主任等を中心に段階的なステップを踏んだ研究をスタートさせ、町内学校職員会などで講演会や研究・研修会などを行っております。

個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出をテーマとして、端末を使い始めた昨年度は、楽しんで慣れることを目標といたしました。

まず、児童生徒には生活記録などの作成や健康チェック、タイピングアプリなどを通し、学年に応じて手書き入力、50音字入力、ローマ字入力など、端末への入力の仕方を学ぶことに時間をかけました。

小学校では、6年生が1年生に、5年生が2年生に教えていくという異学年交流を通した学びもあったとお聞きしております。

中学校では、4人1組の学習グループの形態を、学校目標の一つである「友愛」の言葉を使って「友愛モード」と名付け、お互いにわからないことを質問したり教え合ったりする形といたしました。

そして、黒板に向けた一斉授業の形を「前向きモード」と名づけ、授業の内容によっては従来の対面式授業とICTを活用した授業を組み合わせたハイブリッド型を前提にするようにいたしました。

入りに慣れるにしたがって、端末にセットされている各種アプリケーションを活用し、誰もが自分の考えや思いを伝えられ、意見交流も活発に行うことができるようになったとお聞きしております。

一方、教員側では、端末を使うことが苦手な先生や抵抗があった先生も、児童生徒の端末を使うことによる学習意欲や表現力の高まりを目の当たりにし、積極的に端末を活用しようとする意識が強くなり、教員同士の教え合いやほかの学級の授業参観、校内研修などを通じ、ICTのスキルを高め、授業で毎日使う、どこでも使う、とにかく慣れるということをご心掛けてまいりました。

昨年の8月、9月には親子体験教室を開き、保護者に授業での端末の使い方や効果などを知っていただき、ネットの使い方や気をつけたいことを親子で話し合うなどの取組も実施したところでございます。

さらには、学びを止めないことを目的に、端末を家庭に持ち帰って使用する試行的な運用を行ったところでありますが、その後の学級閉鎖の際などは、オンライン授業にスムーズに移行できたものと考えております。

また、コロナ禍にあつては、児童生徒が一堂に会せないときに、端末を使ってオンラインで児童集会などを行ったりする工夫もされているところでございます。

そのほか、坂城小学校におきましては、端末を校外での地域学習に活用し、ふるさと坂城のCMづくりをしようと、ブドウ、ワイン、村上義清、ねずみ大根、バラ、日本刀など、グルー

プごとにまとめた動画をテレビ局のふるさとCM大賞に応募し、見事受賞したところでございます。

2年目となる今年度は、昨年度の実践を基に、小学校の授業においても4人グループの学び合いによる協働学習を広げ、量から質へと移行した主体的・対話的で深い学びのある授業展開や、家庭学習での活用などを目指しております。

今年度も小中学校でそれぞれ公開研究授業日を設け、教員が授業を公開したり参観したりする中で、その後の意見交換や講演会を開くなど、児童生徒の学力向上と教員の授業力向上を図っていきたいと考えております。

次に、園及び学校間の連携についてお答えいたします。

町には、保育園が3園、私立幼稚園が1園、小学校が3校、そして中学校が1校あり、距離的にコンパクトでまとまりやすい環境にあり、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに子育て支援を行っております。

町では、ゼロ歳から18歳までの子どもに対し切れ目のない支援を行うために、平成30年度から教育委員会の中に子育て支援室を設けたところであります。

町では、ほかの市町村と同様に、ゼロ歳から3歳児までの乳幼児健康診査と、1歳6か月から3歳児を対象とするフォロー教室を実施しておりますが、3歳児健康診査以降から就学までの間、保健師などの専門職の関わりが薄くなることが懸念されたことから、町では独自に町在住の5歳児全てと保護者を対象に、子どもの個性や特徴に合わせた適切な発達支援を目的としたすくすく相談事業と、町内保育園、幼稚園に通園する6歳児を対象としたすくすくランド事業を行っており、就学相談につなぐ形としております。

これらの事業には、公認心理師、保健師、保育士、家庭児童相談員、子育て支援センター所長、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどがスタッフとして関わり、就学に向けて、子どもの特性に応じた適切な学びの場を検討する町の教育支援委員会につなげているところであります。

町の教育支援委員会で支援が必要と判断された児童につきましては、小学校入学前に、園や小学校の関係者が集まって移行支援会議が行われ、保護者同席の下、園から小学校へ配慮や効果的な支援などの支援情報が引き継がれております。

小学校では、その支援情報を基に校内の教育支援委員会を開く中で、その子にとって小学校での適切な校内環境や発達支援を検討し、円滑な移行を進めております。

また、町の教育支援委員会の調査員は、町内の児童が通っている園や小学校を巡回訪問し、継続的に支援を行っているところであります。また、小学校から中学校への移行においても同様な支援が行われているところでございます。

町といたしましては、今後もこのような幼保・小・中での連携や関係機関との連携を大切に

し、その強化に取り組むとともに、情報を効果的な支援につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 先ほども言いました、中学校で行われたGIGAスクール構想がどのように行われているかというのを、坂城町の小中学校の先生方皆さんが見て、全ての授業がコンピューターの端末を使って行われたところを見て、その後、信州大学のほうから来られている准教授の方からいろいろお話を伺ったわけですが、そのときに、その准教授の方が言っておられたのが、対面教育というものと端末を使ってのやり方でどこが違うかということ、その方のおっしゃっておられたのは、貧しい人に魚をあげるか、あるいはそれよりも魚の釣り方を教えるか。このGIGAスクール構想というのは、その釣り方を教えるほうのものだという言い方なされておられて、なるほど、そういうことかと。それを使うことによって、個人個人、一人一人に最適な学習ができる。それから、生涯にわたってそれをツールとしていろいろな形で勉強できると。そのために、今いわゆるITリテラシー、コンピューター・リテラシーを身につけることが大事なんだと。

私もそれについては大賛成なんですけれども、やはりどっちかということ、確かに魚をあげるだけじゃ駄目、お魚の捕り方を教える。でも、その先には、私が考えるに、どの種類の魚を釣るか。やっぱり内容が問題になってくるというふうに考えますので、ただ、このGIGAスクール構想というのは、まだ2年目ですので、そういった内容はどうなっているかということについてはまだ先の話で、私はそういうふうになっていったとき、子どもたちが自分たちでプログラミングしたり、あるいは自分たちで授業を、先生の授業をコンピューターを使って撮って、言わばユーチューブのような形でその授業をみんなで見て、いろいろな話合いをするとか、そんな形でも利用できると思って見ていたんですけども。これは今のところは、私は結構成功している例じゃないかというふうに思っています。

それから、坂城高校については、その後、数日してから坂城高校の校長先生にお会いして、私はちょっと、もっと坂城高校がどんどん支援してくれればいいなというようなことを校長先生はおっしゃるかなと少し期待していたわけですが、全くそんなことはなくて、これほど十分な手厚い支援をいただいている高校はほかにないんじゃないかと。確かに、生徒たちの様子を見ても、コンピューターの導入によってものすごく前向きな形で勉強が進んでいる、そういう感じがいたしました。校長先生の話によれば、坂城町には感謝しかないと、こういう形でしたので、それはよろしかったなというふうに思っています。

これから、農業問題に関しては、国のほうの方針とかもまだまだはっきりと出ているわけではございませんので、引き続き非常に重大な問題だと考えますので、これからも引き続きそれについて私の一般質問の中に入れていきたいと思っております。今日は、ここまでで終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後 2時27分)